



平成21年1月19日

各 位

会 社 名 株式会社 エン チ ョ ー
代 表 者 代表取締役社長 遠 藤 健 夫
(JASDAQ・コード番号 8208)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 長谷川 英一
(TEL 0545-57-0850)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成21年1月19日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」に関し一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下線は、変更箇所を示しております。

記

1 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は取締役、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス基本規程を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図る。

(2) 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、適切にかつ確実に保存・管理することとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は当社の業務執行に係るリスクについて、各部署においてその有するリスクの洗出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、管理責任者についての体制を整えることとする。

(2) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (2) 取締役会の決議に基づく業務執行については、社内規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (2) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を構築し独立性を維持した運用を行うこととする。
- (4) 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用するコンプライアンス基本規程を定める。経営管理については、社内規程に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役はグループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (2) 子会社が当社からの経営指導等が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部統制委員会に報告するものとする。内部統制委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

7 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行う。

8 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 社内報告体制を整備しその適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

以 上